



平成 20 年 9 月 10 日

各 位

東京都新宿区西新宿四丁目 33 番 4 号  
株式会社 GDH  
代表取締役社長 石川 真一郎  
(コード番号：3755 東証マザーズ)  
問い合わせ先 取締役兼 CFO 後藤 文明  
電話 03 - 5358 - 1923

### 第三者割当による新株式(普通株式、優先株式)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 9 月 10 日開催の取締役会において、いわかぜキャピタル株式会社(以下、「いわかぜ」といいます。)が運営・管理するいわかぜ 1 号投資事業有限責任組合(以下、「割当先」といいます。)に対し、第三者割当による新株式(普通株式)の発行を行うことを決議いたしました。

また、同日付けの取締役会において、割当先との間で、平成 20 年 12 月開催予定の臨時株主総会において、A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式(以下、総称して又は個別に「本優先株式」といいます。)の発行に必要な定款変更を決議することを条件に新株式(本優先株式)の発行を行うことを基本合意いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 普通株式の発行要項

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 発行新株式数   | 普通株式 145,815 株 (以下「本普通株式」という)  |
| (2) 発行価額     | 1 株につき当社普通株式の東京証券取引所マザーズにおける過去 1 週間(平成 20 年 9 月 3 日~平成 20 年 9 月 9 日)における株価終値平均 7,612 円(小数点以下四捨五入)に 9.9%ディスカウントを行った 6,858 円 |
| (3) 発行価額の総額  | 999,999,270 円  |
| (4) 資本組入額    | 499,999,635 円  |
| (5) 申込期日     | 平成 20 年 9 月 29 日(月曜日)  |
| (6) 払込期日     | 平成 20 年 9 月 30 日(火曜日)  |
| (7) 割当先及び株式数 | いわかぜ 1 号投資事業有限責任組合 145,815 株   |
| (8) 申込取扱場所   | 株式会社 GDH 管理部門  |
| (9) 払込取扱場所   | 株式会社りそな銀行 新都心営業部   |
| (10) その他の事項  | 割当先から株券不所持の申し出を受けているため、新株券は交付しない   |

## 2. A種優先株式の発行要項

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 株式の名称      | A種優先株式（以下、「A種優先株式」という）  |
| (2) 発行可能種類株式総数 | 未定  |
| (3) 発行株式数      | 43,744 株  |
| (4) 発行価額       | 1株につき当社普通株式の東京証券取引所マザーズにおける過去1週間（平成20年9月3日～平成20年9月9日）における株価終値平均7,612円（小数点以下四捨五入）に9.9%ディスカウントを行った6,858円  |
| (5) 発行価額の総額    | 299,996,352円  |
| (6) 資本組入額      | 3,429円  |
| (7) 資本組入額の総額   | 149,998,176円  |
| (8) 払込期日       | 平成20年12月予定  |
| (9) 発行の停止条件    | 平成20年12月上旬開催予定の臨時株主総会における本優先株式の発行に関する定款変更決議及び本優先株式の発行にかかる承認決議   |
| (10) 剰余金の配当    | <p>当社はA種優先株式、B種優先株式又はC種優先株式（以下、総称して又は個別に「優先株式」という。）を有する株主（以下、総称して又は個別に「優先株主」という。）又は優先株式の登録質権者（以下「優先登録質権者」という。）に対し、各事業年度の初日から当該剰余金の配当の基準日までの期間の実日数につき、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき、優先株式1株あたりの払込金額に対し年率3%を乗じて算出した金額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を配当する。ただし、既に当該事業年度に属する日を基準日とする優先配当金（中間配当金を含む。）を支払っていたときは、かかる優先配当金の累積額を控除した額とする。</p> <p>優先株式発行後、当社が、優先株式の併合又は分割を行うときは、優先配当金につき、併合の割合又は分割の割合に応じて必要な調整を行うものとする。なお、調整の結果生じる端数については、小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げるものとする。調整後の優先配当金の額は、株式の併合又は株式の分割の効力を生ずる日（以下「併合等効力発生日」という。）から適用する。ただし、併合等効力発生日の前日までの日を基準日とする優先配当金についてはこの限りではない。</p> |
| (11) 累積条項      | ある事業年度において、本優先株主又は優先登録質権者に対して支払う1株あたりの期末配当金の額が、本優先配当金に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。  |
| (12) 参加条項      | 当社は、普通株主又は普通登録質権者に対して本優先配当金を支払った後、さらに残余から利益配当金を支払うときは、本優先株主又は優先登録質権者に対して、本優先配当金のほか、普通株主又は普通登録質権者に対して支払われる1株当たり配当金と同等の金額を支払う。  |
| (13) 残余財産の分配   | 当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、本優先株式1株につき6,858円までの金額を分配する。本優先株式に対しては、6,858円を超えては残余財産の分配を行わない。   |

- (14) 議決権 株主総会において、普通株式と同じ議決権を有するものとする。
- (15) 取得請求権 本優先株主は、以下の各号に従い、当社に対し、本優先株式を取得すると引換えに当社普通株式を交付することを請求することができる。
- A種優先株式の取得を請求することができる期間：
- (i) A種優先株式の発行日から5年間
- A種優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類及び数の算定方法：  
A種優先株式にかかる株主（以下「A種優先株主」といいます。）が取得を請求したA種優先株式にかかる払込金額の総額を下記に定める転換価額で除した数の当社普通株式を交付する。交付すべき当社普通株式数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。
- 転換価額
- (i) 当初転換価額  
A種優先株式の発行価額6,858円と同一とする。
- (ii) 転換価額の修正  
A種優先株主が当社に対し普通株式を対価とするA種優先株式の取得を申し出た日の前日における当社普通株式の東京証券取引所マザーズにおける終値について上記(4)記載のディスカウントを適用した場合の価額と、当初転換価額6,858円のうち低い方の価額を修正後の転換価額とする。下記(16)に定める強制転換の場合も、強制転換のなされる日の前日における当社普通株式の東京証券取引所マザーズにおける終値について上記(4)記載のディスカウントを適用した場合の価額と、当初転換価額のうち低い方の価額を修正後の転換価額とする。
- (16) 取得条項 当社は、上記(15)に定める期間経過時において、A種優先株主から当社に対する普通株式を対価とするA種優先株式の取得請求がなされなかったA種優先株式を、かかるA種優先株式の払込金額の総額を上記(15)に定める転換価額で除した数の当社普通株式の交付と引き換えに、取得する（強制転換）。交付すべき当社普通株式数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

### 3. B種優先株式の発行要項

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 株式の名称      | B種優先株式（以下、「B種優先株式」という）   |
| (2) 発行可能種類株式総数 | 未定   |
| (3) 発行株式数      | 43,744株  |
| (4) 発行価額       | 1株につき当社普通株式の東京証券取引所マザーズにおける過去1週間（平成20年9月3日～平成20年9月9日）における株価終値平均7,612円（小数点以下四捨五入）に9.9%ディスカウントを行った6,858円 |
| (5) 発行価額の総額    | 299,996,352円   |
| (6) 資本組入額      | 3,429円   |
| (7) 資本組入額の総額   | 149,998,176円   |
| (8) 払込期日       | 平成20年12月予定   |
| (9) 発行の停止条件    | 平成20年12月上旬開催予定の臨時株主総会における本優先株式の発行に関する定款変更決議及び本優先株式の発行にかかる承認決議  |

- (10) 剰余金の配当 当社は、優先株主又は優先登録質権者に対し、各事業年度の初日から当該剰余金の配当の基準日までの期間の実日数につき、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき、優先配当金を配当する。ただし、既に当該事業年度に属する日を基準日とする優先配当金（中間配当金を含む。）を支払っていたときは、かかる優先配当金の累積額を控除した額とする。
- 優先株式発行後、当社が、優先株式の併合又は分割を行うときは、優先配当金につき、併合の割合又は分割の割合に応じて必要な調整を行うものとする。なお、調整の結果生じる端数については、小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げるものとする。調整後の優先配当金の額は、併合等効力発生日から適用する。ただし、併合等効力発生日の前日までの日を基準日とする優先配当金についてはこの限りではない。
- (11) 累積条項 ある事業年度において、本優先株主又は優先登録質権者に対して支払う1株あたりの期末配当金の額が、本優先配当金に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。
- (12) 参加条項 当社は、普通株主又は普通登録質権者に対して本優先配当金を支払った後、さらに残余から利益配当金を支払うときは、本優先株主又は優先登録質権者に対して、本優先配当金のほか、普通株主又は普通登録質権者に対して支払われる1株当たり配当金と同等の金額を支払う。
- (13) 残余財産の分配 当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、本優先株式1株につき6,858円までの金額を分配する。本優先株式に対しては、6,858円を超えては残余財産の分配を行わない。
- (14) 議決権 株主総会において、普通株式と同じ議決権を有するものとする。
- (15) 取得請求権 本優先株主は、以下の各号に従い、当社に対し、本優先株式を取得するのと引換えに当社普通株式を交付することを請求することができる。

B種優先株式の取得を請求することができる期間

B種優先株式の発行日から6年間

B種優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類及び数の算定方法：

B種優先株式にかかる株主（以下「B種優先株主」といいます。）が取得を請求したB種優先株式にかかる払込金額の総額を下記に定める転換価額で除した数の当社普通株式を交付する。交付すべき当社普通株式数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

転換価額

(i) 当初転換価額

B種優先株式の発行価額6,858円と同一とする

(ii) 転換価額の修正

B種優先株主が当社に対し普通株式を対価とするB種優先株式の取得を申し出た日の前日における当社普通株式の東京証券取引所マザーズにおける終値について上記(4)記載のディスカウントを適用した場合の価額と、当初転換価額6,858円のうち低い方の価額を修正後の転換価額とする。下記(16)に定める強制転換の場合も、強制転換のなされる日の前日における当社普通株式の東京証券取引所マザーズにおける終値について上記(4)記載のディスカウントを

適用した場合の価額と、当初転換価額のうち低い方の価額を修正後の転換価額とする。

(16) 取得条項

当社は、上記(15) に定める各期間経過時において、B種優先株主から当社に対する普通株式を対価とするB種優先株式の取得請求がなされなかったB種優先株式を、かかるB種優先株式の払込金額の総額を上記(15) に定める転換価額で除した数の当社普通株式の交付と引き換えに、取得する(強制転換)。交付すべき当社普通株式数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

4. C種優先株式の発行要項

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 株式の名称      | C種優先株式 (以下、「C種優先株式」という)   |
| (2) 発行可能種類株式総数 | 未定  |
| (3) 発行株式数      | 43,744 株  |
| (4) 発行価額       | 1株につき当社普通株式の東京証券取引所マザーズにおける過去1週間(平成20年9月3日~平成20年9月9日)における株価終値平均7,612円(小数点以下四捨五入)に9.9%ディスカウントを行った6,858円  |
| (5) 発行価額の総額    | 299,996,352円  |
| (6) 資本組入額      | 3,429円  |
| (7) 資本組入額の総額   | 149,998,176円  |
| (8) 払込期日       | 平成20年12月予定  |
| (9) 発行の停止条件    | 平成20年12月上旬開催予定の臨時株主総会における本優先株式の発行に関する定款変更決議及び本優先株式の発行にかかる承認決議   |
| (10) 剰余金の配当    | 当社は、優先株主又は優先登録質権者に対し、各事業年度の初日から当該剰余金の配当の基準日までの期間の実日数につき、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき、優先配当金を配当する。ただし、既に当該事業年度に属する日を基準日とする優先配当金(中間配当金を含む。)を支払っていたときは、かかる優先配当金の累積額を控除した額とする。<br>優先株式発行後、当社が、優先株式の併合又は分割を行うときは、優先配当金につき、併合の割合又は分割の割合に応じて必要な調整を行うものとする。なお、調整の結果生じる端数については、小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げるものとする。調整後の優先配当金の額は、併合等効力発生日から適用する。ただし、併合等効力発生日の前日までの日を基準日とする優先配当金についてはこの限りではない。 |
| (11) 累積条項      | ある事業年度において、本優先株主又は優先登録質権者に対して支払う1株あたりの期末配当金の額が、本優先配当金に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。  |
| (12) 参加条項      | 当社は、普通株主又は普通登録質権者に対して本優先配当金を支払った後、さらに残余から利益配当金を支払うときは、本優先株主又は優先登録質権者に対して、本優先配当金のほか、普通株主又は普通登録質権者に対して支払われる1株当たり配当金と同等の金額を支払う。  |
| (13) 残余財産の分配   | 当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、本優先株式1株  |

- につき 6,858 円までの金額を分配する。本優先株式に対しては、6,858 円を超えては残余財産の分配を行わない。
- (14) 議決権 株主総会において、普通株式と同じ議決権を有するものとする。
- (15) 取得請求権 本優先株主は、以下の各号に従い、当社に対し、本優先株式を取得すると引換えに当社普通株式を交付することを請求することができる。

C種優先株式の取得を請求することができる期間

C種優先株式の発行日から7年間

C種優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類及び数の算定方法：

C種優先株式にかかる株主（以下「C種優先株主」といいます。）が取得を請求したC種優先株式にかかる払込金額の総額を下記に定める転換価額で除した数の当社普通株式を交付する。交付すべき当社普通株式数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

転換価額

(i) 当初転換価額

C種優先株式の発行価額6,858円と同一とする

(ii) 転換価額の修正

C種優先株主が当社に対し普通株式を対価とするC種優先株式の取得を申し出た日の前日における当社普通株式の東京証券取引所マザーズにおける終値について上記(4)記載のディスカウントを適用した場合の価額と、当初転換価額6,858円のうち低い方の価額を修正後の転換価額とする。下記(16)に定める強制転換の場合も、強制転換のなされる日の前日における当社普通株式の東京証券取引所マザーズにおける終値について上記(4)記載のディスカウントを適用した場合の価額と、当初転換価額のうち低い方の価額を修正後の転換価額とする。

- (16) 取得条項 当社は、上記(15)に定める各期間経過時において、C種優先株主から当社に対する普通株式を対価とするC種優先株式の取得請求がなされなかったC種優先株式を、かかるC種優先株式の払込金額の総額を上記(15)に定める転換価額で除した数の当社普通株式の交付と引き換えに、取得する（強制転換）。交付すべき当社普通株式数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

## 5. 第三者割当による新株式発行の発行理由

当社グループの中核事業であるアニメーション業界を取り巻く環境は、ブロードバンド化の進展により、アニメ作品の視聴形態が、従来のテレビやDVDからインターネットへと移行していく局面において、視聴率の低下やDVD市場及び北米市場の低迷と厳しい状況が続いております。また、当社グループが得意とするファン向けアニメ作品につきましても、参入企業ならびに制作本数の増加による競争が激しさを増しております。

当社といたしましては、このような事業環境において、当社の経営改善ならびに企業価値向上のためには、資金調達の確保を含めた財務基盤の強化と事業の再構築を実施することが急務であり、これを実現するためには、外部の力を活かし、重点的な事業運営を可能とする幅広い見識を導入した意思決定体制を構築することが最善の方策であると考えております。

こうした経営改善を実行するため、当社は、自己資本の増強と、当社の成長資金のための必要資

金について検討を行った結果、有利子負債を増加させることなく約19億円（平成20年9月に約10億円、平成20年12月に約9億円）の資金調達を行う必要があり、第三者割当増資を実施するべきであるとの結論に至り、当社と割当先で第三者割当増資について交渉を行いました。

割当先は、第三者割当増資を通して当社に資金を投じ議決権を確保するのみならず、現経営陣を補完しうる経営チームの派遣を通じて、中長期の経営改革にハンズオンで取り組むことにより、当社の潜在的な成長を着実に実現することで当社の企業価値増大に努めることが最善であると判断しました。そのために当社は新経営体制に外部より柄澤哲夫氏（10月1日より執行役員社長（予定））、進士裕志氏（10月1日より執行役員 CFO（予定））を役員として招聘し、メディア・事業パートナーへの営業機能の強化と、信頼性の高い財務報告体制の再構築に取り組む他、4人の社外取締役を会社法第2条第15号に定める「社外取締役」としていわがぜより招聘し、計画数値のモニタリングなどガバナンス体制を強化します。

また、割当先は今後当社を支援するにあたり、当社が平成20年3月期決算において、2期連続の大幅赤字、債務超過、継続企業の前提に関する疑義が生じている状況と、割当先が中長期の経営改革にハンズオンで取り組むことでの企業価値向上も加味し、当社と割当先で第三者割当増資について交渉を行った結果、いわがぜが資金調達を引き受ける上で、普通株式に加え優先株式での割当てが前提条件であり、当社としても資金調達が急務である現状を鑑み、協議を重ね、普通株式による新株の発行を行うとともに、本年12月中旬に臨時株主総会を開催し、当該臨時株主総会における定款変更決議及び優先株式の発行にかかる承認決議を得ることを条件に、議決権を有する優先株式による新株の発行を行うことを基本合意いたしました。かかる合意に従い、当社に必要な資金の調達を目的として第三者割当増資を行うことについて検討した結果、平成20年9月10日の当社取締役会において、発行価額の総額が約10億円となる普通株式の増資を行うこととし、9月30日を払込期日として1株当たりの発行価額6,858円で株数145,815株を割当先に割り当てることを決議しております。さらに当社は、本年12月中旬に臨時株主総会を開催し、当該臨時株主総会の承認決議を得た上で、発行価額の総額が約9億円となる優先株式の増資を行い割当先に割り当てる予定です。これらの新株発行がなされた場合には、割当先は引き受けることを予定しております。尚、今回の優先株式の発行条件については、特に有利な条件に該当するおそれがあるため、当該臨時株主総会の特別決議による承認を予定しております。

## 6. 調達する資金の額及び使途

### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

1,886,700,000 円

### (2) 調達する資金の具体的な使途

アニメ映画及びテレビアニメへの制作費等へ、平成22年3月末までに約12.6億円、残額を事業再構築のための長期運転資金に充当する予定であります。

### (3) 調達する資金の支出予定時期

平成20年10月以降

### (4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社は、従前からの「継続企業の前提に関する疑義」の解消ならびに財務体質の改善を遂行するためには、資本増強による長期安定的かつ健全な財務基盤の構築が必至であり、今回の第三者割当増資を行う最大の目的であります。有利子負債を増加させることなく、当社の中核事業であるアニメーション事業の収益性が回復するまでのアニメーション制作費等に充当する予定であり、中長期的な視点で当社の売上高の回復と向上、利益の増加に貢献し、今後の企業価値の向上につながると思われることから、資金使途は合理的であると判断しております。

7. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

連結(単位:百万円)

決 算 期	平成 18 年 3 期	平成 19 年 3 期	平成 20 年 3 期
売 上 高	7,247	8,712	6,853
営 業 利 益	412	1,871	3,337
経 常 利 益	429	1,932	3,492
当 期 純 利 益	254	2,594	3,752
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 ( 円 )	5,151.67	48,547.03	42,684.06
1 株 当 た り 配 当 金 ( 円 )			
1 株 当 た り 純 資 産 ( 円 )	60,631.34	39,129.49	4,538.71

単体(単位:百万円)

決 算 期	平成 18 年 3 期	平成 19 年 3 期	平成 20 年 3 期
売 上 高	3,846	4,807	3,374
営 業 利 益	194	1,205	2,630
経 常 利 益	211,933	1,240	3,498
当 期 純 利 益	123	1,602	4,285
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 ( 円 )	2,497.75	29,978.08	48,739.99
1 株 当 た り 配 当 金 ( 円 )			
1 株 当 た り 純 資 産 ( 円 )	61,107.15	50,708.25	1,253.83

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	87,928 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数		
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数		
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数		

(3) 最近の株価の状況  
最近3年間の状況

	平成18年3期	平成19年3期	平成20年3期
始 値	428,000 円	437,000 円	79,000 円
高 値	663,000 円	477,000 円	81,000 円
安 値	352,000 円	74,500 円	37,500 円
終 値	432,000 円	78,700 円	43,650 円

最近6か月間の状況

	平成20年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	49,000 円	43,100 円	43,600 円	39,500 円	22,000 円	12,600 円
高 値	49,000 円	44,700 円	41,600 円	39,500 円	14,890 円	12,800 円
安 値	37,500 円	40,000 円	40,000 円	19,600 円	14,100 円	6,110 円
終 値	43,650 円	43,550 円	43,500 円	22,820 円	14,100 円	7,600 円

発行決議前日における株価

	平成20年9月9日現在
始 値	8,700 円
高 値	8,700 円
安 値	7,800 円
終 値	7,800 円

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当増資（普通株式）

発 行 期 日	平成20年9月30日
調達資金の額	993,000,000 円（発行価額：6,858 円）（差引手取概算額）
募集時における 発行済株式数	87,928 株
当該増資による 発行株式数	145,815 株
募集後における 発行済株式総数	233,743 株
割 当 先	いわかぜ1号投資事業有限責任組合

第三者割当増資（優先株式）

発 行 期 日	平成20年12月（予定）
調達資金の額	893,700,000 円（発行価額：6,858 円）（差引手取概算額）
募集時における 発行済株式数	
当該増資による 発行株式数	A種優先株式：43,744 株 B種優先株式：43,744 株 C種優先株式：43,744 株
募集後における 発行済株式総数	A種優先株式：43,744 株 B種優先株式：43,744 株

	C種優先株式：43,744株
割 当 先	いわかぜ1号投資事業有限責任組合

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成19年2月5日
調達資金の額	2,985,000,000円(発行価額：79,565円)(差引手取概算額)
募集時における発行済株式数	50,196株
当該増資による発行株式数	37,706株
割 当 先	大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメント株式会社 ソネットエンタテインメント株式会社
当初の資金使途	アニメーション制作資金及び新規事業向け資金に充当
支出予定時期	平成19年3月より随意支出
現時点における充 当 状 況	アニメーション制作資金及び新規オンラインゲームタイトルの制作費に充当

新株予約権(第三者割当)の発行

発 行 期 日	平成18年3月27日
調達資金の額	2,481,089,250円(発行価額：99,704円)(差引手取概算額)
募集時における発行済株式数	49,984株
当該募集に係る潜在株式数	当初の行使価額における潜在株式数 6,950株(行使状況：0.00%)
割 当 先	有限会社ジュピターインベストメント
当初の資金使途	権利行使による払込があった場合は、主として事業拡大を目的とした資本提携、 著作権投資及び借入金の返済等に充当
支出予定時期	
現時点における充 当 状 況	新株予約権未行使のため、資金を使用しておりません

## 6. 大株主及び持株比率

募集前（平成20年3月31日現在）		募集後	
大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメント株式会社	28.58%	いわかぜ1号投資事業有限責任組合	82.17%
ソネットエンタテインメント株式会社	14.29%	アット ジャパン メディア エルエルシー	1.39%
アット ジャパン メディア エルエルシー 〔常任代理人 東海東京証券(株)〕	5.79%	エイパックス・グロービス・ジャパン・ファンド・エルピー 〔常任代理人 大和証券エスエムビーシー(株)〕	1.37%
エイパックス・グロービス・ジャパン・ファンド・エルピー 〔常任代理人 大和証券エスエムビーシー(株)〕	5.69%	石川 真一郎	1.10%
石川 真一郎	4.56%	大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメント株式会社	1.03%
株式会社フジテレビジョン	4.20%	ソネットエンタテインメント株式会社	1.03%
村濱 章司	3.82%	株式会社フジテレビジョン	1.01%
株式会社電通	1.47%	村濱 章司	0.92%
山本 英俊	1.30%	株式会社電通	0.35%
竹内 敢	0.81%	山本 英俊	0.31%

（注）募集前の大株主及び持株比率は、平成20年3月31日現在の株主名簿に基づいております。また、募集後の大株主及び持株比率は、平成20年3月31日の現在の株主名簿を基準に、優先株式の発行を含む本第三者割当増資による新株式発行で増加する株式数（優先株式については、当初転換価額により全て普通株式に転換された場合の株式数）を加味したものであります。なお、割当先は、同日付で公表しております公開買付けにおいて、今般、当社の筆頭株主である大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメント株式会社および第2位の株主であるソネットエンタテインメント株式会社（当社の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は合計で約42.88%）が、当社株式を一部売却する意向であることを確認しており、割当先としては、これについても両者より買い受ける予定であります。割当先は、その保有する当社株式について、原則として、大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメント株式会社については発行済普通株式25,137株のうち21,366株（公開買付者が同意する場合にはこれを超える株数）、ソネットエンタテインメント株式会社については同12,569株のうち8,798株（公開買付者が同意する場合にはこれを超える株数）を公開買付けに応募することの同意を両者より頂いておりますので、募集後の大株主及び持株比率に加味しております。

## 7. 業績への影響の見通し

本件による、平成20年第2四半期及び通期の業績に与える影響については、現在精査中であり、明らかになり次第すみやかにお知らせ致します。

## 8. 発行条件等の合理性

### (1) 発行価額の算定根拠

今回の本普通株式及び本優先株式の増資にかかる新株発行取締役会決議の前営業日（平成20年9月9日）の株式会社東京証券取引所のマザーズにおける当社株式の過去1週間終値平均7,612円（小

数点以下四捨五入)を参考にして、6,858円(ディスカウント率9.9%)としました。

同日付公表しております、割当先による当社株式に対する公開買付けでは、いわかが当社の大株主である大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社との間で、当社の平成20年4月以降の市場株価、過去3年間の財務状況、今後5年間の事業の将来収益性、平成20年1月以降の株式市場動向等を総合的に勘案するとともに、過去1ヵ月と過去1週間の株価推移を勘案して、双方協議の上で、平成20年9月10日にて本公開買付けにおける買付価格を8,000円とする旨合意して決定致しました。なお、新株予約権にかかる買付価格は1個当たり1円としております。

当社取締役会は、割当先以外の国内外の企業とも初期的な交渉を行い、様々な選択肢を比較検討してまいりました。また、当社は平成20年3月期決算において2年連続の赤字及び債務超過に陥り、継続企業の前提に関する重要な疑義も存在している状況でありましたので、本普通株式及び本優先株式の価格検討のため市場株価を参考するにあたり、株価の設定期間につきましては、第1四半期決算発表後の株価及び昨今の株価が不安定に推移している状況等を考慮し、割当先との交渉の結果、より直近の当社の状況を反映した株価の設定期間として、今回の増資にかかる取締役会決議の前営業日の過去1週間である直近の株価に基づき決定いたしました。

ディスカウント率につきましては、今後の割当による株数増加等及び今後の割当先からの支援を考慮し、現在の新興市場の株価状況及び、日本株式市場の株価状況、払込日までの相場の変動性及び当社の現状を考慮した今回の資金調達必要性を総合的に判断し、割当先との交渉の結果決定したものであります。

以上のように、本普通株式及び本優先株式の割当先に対する割当て(以下「本資金調達」という)の諸条件を慎重に検討した結果、平成20年9月10日開催の取締役会において、本資金調達が当社の財務基盤の強化、経営体制ならびに事業の再構築に寄与するものであるとともに、企業価値の向上、ひいては当社株式を継続保有される株主の利益に寄与するものであると判断し、決議に参加した取締役全員一致で、割当先に本普通株式及び本優先株式を割り当てることを決議いたしました。なお、大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社の使用人である当社取締役白滝勝氏は、本日付で取締役を退任し、本第三者割当増資議案の審議及び決議には参加しておりません。

なお、当該本普通株式及び本優先株式の価格の算定には、第三者の意見の聴取等は行っておりません。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当増資による普通株式及び優先株式がすべて転換された場合に発行される普通株式数は277,047株であり、現在の当社の発行済株式数の315%に相当し、大規模な株式の希薄化が生じ、既存の株主の皆様の実持比率の低下が見込まれますが、当社の自己資本の増強が実現され債務超過が解消されることによって、一株当たり純資産額は増加いたします。当社は、平成20年3月期決算において2期連続の赤字及び債務超過に陥り、継続企業の前提に関する重要な疑義も存在している状況にあります。この状況を解消するために、当社は、財務基盤の強化を図り、経営改善を実現することが急務となっております。

当社といたしましては、中核事業であるアニメーション業界の取り巻く環境が、厳しい状況が続くなか、アニメーション事業をはじめとする既存事業の収益で早期に債務超過を解消することは困難であると判断しております。今回の増資が実行されない場合、平成21年3月期までに債務超過の解消は見込めず、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触する可能性もあります。仮に上場廃止となった場合、当社の普通株式は東京証券取引所において取引ができなくなり、当社株式を将来売却することが困難になる可能性があります。

また、資本増強による財務基盤の安定化を図らない限り、金融機関等から今後の事業運営にかかる資金を継続的に調達することは困難であると考えております。仮に金融機関等からの資金調達が困難となった場合、今後のアニメーション事業の収益性の回復をはじめ、中長期的な視点で当社の売上高・利益の向上を実現していくために必要な施策をとることが出来ず、今後の企業価値の増大を実現

させることで当社株式を継続保有される株主の利益に寄与することが困難となる可能性があります。

以上のように、当社における財務基盤の強化及び経営改善の観点より、当社の成長のための必要資金について検討を行った結果、有利子負債を増加させることなく約19億円（平成20年9月に約10億円、平成20年12月に約9億円）の資金調達を行う必要があり、第三者割当増資を実施すべきであるとの結論に至りました。当社と割当先で第三者割当増資について交渉を行った結果、普通株式による新株の発行に加え、本年12月中に臨時株主総会を開催し、当該臨時株主総会の承認決議を得ることを条件に、優先株式による新株の発行を行うことを基本合意いたしました。尚、今回の優先株式の発行条件については、特に有利な条件に該当するおそれがあるため、当該臨時株主総会の特別決議による承認を予定しております。

本第三者割当増資により当社の自己資本の増強が実現され債務超過が解消されることによって、一株当たり純資産額が増加するとともに、事業リスクに耐えうる自己資本が確保されることで中長期的な企業価値の向上に取り組むことが可能となりますので、当社株式を継続保有される株主の利益に寄与するものであると判断いたしました。

## 9. 割当先の選定理由

### (1) 割当先の概要

名 称	いわかぜ1号投資事業有限責任組合	
設 立 根 拠 等	株式等の取得及び保有、投資事業有限責任組合に従った組合財産の運用、その他投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に掲げる一定の事業を目的として設立	
所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー4階	
無 限 責 任 組 合 員	無限責任組合員 いわかぜキャピタル株式会社 代表取締役 植田 兼司	
出 資 金 の 総 額	割当先は、投資事業有限責任組合であり、組合員より総額2,130,000千円の出資をすることを約束する旨のコミットメントを得ております。	
当 社 と 割 当 先 の 関 係 等	当社（役員・役員関係者・大株主含む）と割当先間の出資の状況	該当事項はありません
	当社と無限責任組合員の関係	該当事項はありません

### (2) 割当先を選定した理由

当社取締役会は、割当先以外の国内外を含めた多数の企業とも初期的な交渉を行い、様々な選択肢を比較検討した結果、割当先の諸条件が最も既存株主の利益に寄与するものと判断し、割当を決定いたしました。

いわかぜは、日本の中堅企業等を対象とし、特に日本が強い分野の投資対象会社の潜在的成長力を発掘し、企業価値の継続的向上を図ることで、魅力あふれる日本の企業づくりに貢献していくことを目的として設立された日系・独立系の投資会社であります。いわかぜの代表を務めております植田兼司氏は、平成11年7月株式会社リップルウッド・ジャパンエグゼクティブ・ディレクター、平成14年1月株式会社リップルウッド・ジャパンマネージング・ディレクター、平成17年5月株式会社RHJインターナショナル・ジャパン代表取締役を歴任し、数多くの案件を手がけ、実績を残されています。

当社は、いわかぜが当社への迅速な出資が可能であるのみならず、現経営陣を補完しうる経営

チームの派遣を通じて中長期の経営改革にハンズオンで取り組むという方針を含む諸条件を、国内外を含めた多数の企業の条件と比較検討いたしました。その結果、割当先の諸条件が最も既存株主の利益に最も寄与するものと判断し、割当を決定いたしました。

なお、割当先より、割当先及びその関係者等が反社会勢力と関係している事実はないことを確認しております。

(注) 本割当は、日本証券業協会の会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

### (3) 割当先の保有方針

当社は、割当先との間において、当該割当の株式（普通株式・優先株式）について継続保有及び預託に関する取り決めはありませんが、当該第三者割当増資での資金供給をはじめ、今後の当社企業価値の向上に向けてご協力いただけるものと理解しております。

なお、当社は、割当先が払込日（平成20年9月30日）から2年間において、当該割当株式（普通株式・優先株式）の全部又は一部の譲渡を行うこととなった場合には、その内容を書面にて当社に報告する旨の確約を割当先から取得する予定であります。

以上